明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務四五）　一
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同四六）　二
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同四七）　五
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同四八）　五
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同四九）　六
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（同五〇）　六
○政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件（同五一）　六
○空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（総務・国土交通一）　六

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　三

特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、中日本高速道路株式会社
工事一部完了、特定計量器型式承認、型式部材等製造者の認証、日本弁護士連合会公示送達関係　四

地方公共団体
行旅死亡人関係　四

会社その他
会社決算公告　四

告示

○総務省告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十七年二月二十六日

総務大臣　山本　早苗

(一)　政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
公明党衆議院比例区東北第３総支部	真山　祐一	森脇みのる	福島県郡山市豊田町五―一五	衆議院議員	○	二七、一、九
公明党衆議院比例区南関東第２総支部	角田　秀穂	角田　秀穂	千葉県船橋市芝山五―五〇―六	衆議院議員	○	二七、一、六
自由民主党福島県衆議院比例区第二支部	菅野佐智子	和知　裕喜	福島県須賀川市陣場町一〇六	衆議院議員	○	二六、一二、一
自由民主党福井県衆議院比例区第二支部	山本　拓	山本　建	福井県鯖江市日の出町二―一	衆議院議員	○	二六、一二、一九
自由民主党佐賀県衆議院比例区第一支部	今村　雅弘	田雑　正信	佐賀県佐賀市末広二―一三―三六	衆議院議員	○	二六、一二、一
生活の党衆議院東北ブロック比例区第１総支部	平野　貞夫	平野　貞夫	福島県福島市荒井中町裏三五―五	衆議院議員	○	二六、一二、六
生活の党衆議院北関東ブロック比例区第１総支部	松崎　哲久	鈴木　進	埼玉県坂戸市薬師町一―一	衆議院議員	○	二六、一二、一
生活の党衆議院北陸信越ブロック比例区第１総支部	河上　満栄	河上　満栄	新潟県新潟市秋葉区新津本町一―三―二二	衆議院議員	○	二六、一二、五
生活の党衆議院東海ブロック比例区第１総支部	渡辺　義彦	渡辺　義彦	愛知県名古屋市天白区笹原町七〇一	衆議院議員	○	二六、一二、三
生活の党衆議院九州ブロック比例区第１総支部	太田　真平	太田　真平	大分県日田市丸山二―四―六一	衆議院議員	○	二六、一二、一